（内閣府大臣官房（併）政策統括官（防災担当）付参事官）
同　永井　智哉
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房東日本大震災復興対策室参事官を免ずる（以上一月十六日）
（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官　辻　優
外務省に出向させる
内閣情報調査室次長を免ずる
内閣事務官（外務事務官（外務省大臣官房）藤山　美典
内閣官房東日本大震災復興対策室参事官を免ずる
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（同）同　南　博
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（以上一月十七日）

東日本大震災復興対策本部事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　太田　秀也
東日本大震災復興対策本部事務局参事官に併任する
（同）同　永井　智哉
東日本大震災復興対策本部事務局参事官の併任を解除する（以上一月十六日）

国家公安委員会

（警視庁副総監）警視監　髙橋　清孝
警視庁警務部長事務取扱を命ずる（一月二十日）

警　察　庁

（警察庁情報通信局長）警察庁技官　稲垣　嘉彦
辞職を承認する
（中部管区警察局長）警視監　渡辺　巧
警察庁長官官房付を命ずる
（警察庁長官官房付）同　渡辺　巧
辞職を承認する
（中国管区警察局情報通信部長）警察庁技官　佐野　淳
警察庁情報通信局長を命ずる
（警察大学校副校長）警視監　神山　憲一
中部管区警察局長を命ずる
（警視庁警務部長）同　辻　義之
警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（刑事局担当）兼生活安全局付を命ずる
（警視庁交通部長）同　鈴木　基久
警察庁長官官房政策評価審議官兼長官官房審議官（犯罪収益対策・国際・取調べ監督指導担当）兼刑事局付を命ずる
（四国管区警察局情報通信部長）警察庁技官　前川　和則
中国管区警察局情報通信部長を命ずる
（関東管区警察局千葉県情報通信部長）同　磨田　篤
四国管区警察局情報通信部長を命ずる（以上一月二十日）

外　務　省

（南アフリカ共和国スワジランド国ナミビア国レソト国駐箚）特命全権大使　小澤　俊朗
在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤を命ずる
（在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤）同　中根　猛
ドイツ国駐箚を命ずる
（フィジー国兼キリバス国ツバル国ナウル国バヌアツ国駐箚）同　吉澤　裕
南アフリカ共和国駐箚を命ずる
特命全権大使　白石　和子
リトアニア国駐箚を命ずる
同　手塚　義雅
トリニダード・トバゴ国兼アンティグア・バーブーダ国ガイアナ国スリナム国セントクリストファー・ネーヴィス国セントビンセント国セントルシア国ドミニカ国駐箚を命ずる
同　大嶋　英一
フィジー国兼キリバス国ツバル国ナウル国バヌアツ国駐箚を命ずる
同　辻　優
クロアチア国駐箚を命ずる
同　水上　正史
アルゼンチン国駐箚を命ずる
同　西岡　淳
ジブチ国駐箚を命ずる
同　石兼　公博
東南アジア諸国連合日本政府代表部在勤を命ずる
（キルギス国駐箚）特命全権大使　丸尾　眞
タジキスタン国駐箚を命ずる
（ウズベキスタン国兼タジキスタン国駐箚）同　黒田　義久
タジキスタン国駐箚を免ずる
（エチオピア国兼ジブチ国駐箚）同　岸野　博之
ジブチ国駐箚を免ずる
（大臣官房審議官兼国際協力局（地球規模課題担当））外務事務官　山田　彰
中南米局長に昇任させる
（大臣官房参事官兼中東アフリカ局）同　上村　司
（大臣官房参事官兼中東アフリカ局、中東アフリカ局（アフリカ審議官組織））同　嘉治美佐子
大臣官房審議官に昇任させる（各通）
（在エチオピア日本国大使館兼在ジブチ日本国大使館参事官（大使））同　新美　潤
大臣官房参事官に転任させる
アジア大洋州局に併任する
アジア大洋州局南部アジア部に併任する
（大臣官房）同　南　博
大臣官房参事官に配置換する
国際協力局（地球規模課題担当）に併任する
（アジア大洋州局地域政策課長）同　藤山　美典
大臣官房に配置換する
（大臣官房参事官兼アジア大洋州局、アジア大洋州局南部アジア部）同　山野内勘二
アジア大洋州局地域政策課長事務取扱を命ずる（以上一月十七日）

皇室事項

信任状捧呈式

一月十九日午後二時三十分、宮中において、新任本邦駐在ベラルーシ国特命全権大使セルゲイ・ラフマーノフの信任状捧呈式を行われた。
一月十九日午後三時、宮中において、新任本邦駐在エクアドル国特命全権大使レオナルド・カリオン・エギグレンの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規程により堤防と道路との兼用工作物の管理方法について協議が成立したので、同条第2項の規程に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所に備えて置いて縦覧に供する。
平成24年1月23日
北陸地方整備局長　前川　秀和

1　河川の名称　姫川水系姫川
2　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防
3　河川管理施設の位置　新潟県糸魚川市大字須沢字中脇1413番1地先から新潟県糸魚川市大字頭山字川端442番3まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　新潟県糸魚川地域振興局長　安達　吉和
住所　新潟県糸魚川市南押上1―15―1
5　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成23年11月30日から道路の存続する日まで

北海道開発局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。
平成24年1月23日
北海道開発局長　高松　泰
道路の種類　路線名　区間
一般国道　5号　虻田郡倶知安町北1条西1丁目19番1地先から同郡同町北3条西1丁目13番2地先までの上下線

通　運

海事補佐人の登録

海事補佐人の登録を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。
平成二十四年一月二十三日
海難審判所長　工藤　民雄

登録番号	氏名	登録年月日
二一六二	橋口　靖生	二三・一〇・二四
二一六三	門田　恭政	〃・〃・〃
二一六四	久保　以明	〃・〃・〃
二一六五	中山　国夫	〃・〃・〃
二一六六	山原　英治	〃・〃・〃
二一六七	中野　清	〃・一一・一